

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年3月31日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

金沢区内市有緑地緊急応急措置委託

2 履行(納品)場所

金沢区朝比奈町649番25、26地先(朝比奈特別緑地保全地区指定地内)

金沢区六浦町2776番441地先(朝比奈特別緑地保全地区指定地内)

金沢区大道二丁目2559番6(大道二丁目特別緑地保全地区指定地内)

3 契約日

令和元年9月9日

4 履行日又は履行期間

令和2年3月31日

5 契約金額

35,073,500円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社金沢臨海サービス 代表取締役 高柳 実

所在: 金沢区柴町391番地7

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

台風15号の発生時、朝比奈特別緑地特別保全地区指定地において倒木が発生し、隣接地へ倒れました。

当該地は高齢者グループホームや個人宅、幼稚園等に隣接しており、また倒木以外にも多数の傾倒木が発生している状態であるため、再度倒木及びそれによる家屋の損壊等が発生する恐れがあります。そのため、早急な倒木の撤去が必要となりました。

また、大道二丁目特別緑地保全地区において土砂崩落とそれによる倒木が発生し、通行が危険な状態となりました。

当該地内には東京電力の鉄塔の巡視路がありましたが、近隣住民が通行をしている

ことを確認したため、滑落等により負傷する恐れがあります。そのため、早急な立入防止措置を講じることが必要となりました。

本件は緊急を要するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行いました。

#### 8 契約の相手方の選定理由

災害協力業者リストの中に記載があり、過去の業務経験から当該地を熟知しており、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「株式会社金沢臨海サービス」を選定しました。

#### 9 所管課

環境創造局緑地保全推進課